



| | |
|--------------|---|
| Title | フランス法における「相続財産の負担」 |
| Author(s) | 宮本, 誠子 |
| Citation | 阪大法学. 2016, 66(3-4), p. 291-311 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/79186 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス法における「相続財産の負担」

宮 本 誠 子

序

- 一 「相続財産の負担」と相続債務
 - I 「相続財産の負担」の定義
 - II 「相続財産の負担」の支払い
 - 二 債務としての「相続財産の負担」
 - I 「相続財産の負担」と優先弁済
 - II 「相続財産の負担」と承認・放棄
- 結 び

序

二〇一三（平成二五）年九月四日、最高裁は大法廷で、嫡出でない子の相続分に関する違憲決定を出した（最決平成二五年九月四日民集六七卷六号一三三〇頁）。同年一二月には、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等にする民法改正が行われた。これを受けて、現在、相続法を見直すための議論が進んでいる。法務省はまず、相

続法制ワーキングチームを立ち上げた。ここでは、生存配偶者の保護を目的とした新たな法整備などの検討がなされ、報告書が公表されている⁽¹⁾。法務省は次に、「相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問を行い、法制審議会民法（相続関係）部会（以下「法制審議会」という。）を設置した。法制審議会での議論は進み、二〇一六（平成二八）年七月には、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）が公表されている⁽³⁾。

法務省の諮問は、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要がある」というものであった。しかし、法制審議会での議論は、相続法全体について進められた。生存配偶者の保護とは直接的には関係のないと思われる論点も含まれており、その一つに、可分債権の遺産分割における取扱いがある。可分債権については、最判昭和二九年四月八日民集八巻四号八一九頁が、「相続人人数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」と判示して以来、相続開始時に当然分割し、遺産分割の対象とはならないという「判例法理」が確立したものと見られてきた⁽⁴⁾。しかし、可分債権を遺産分割の対象としない取扱いについては、多くの問題や不都合が指摘されてきたところであり、学説は、遺産分割の対象とするための理論を提示してきた⁽⁶⁾、家裁実務では、判例の立場を前提としながらも、相続人全員の同意をもって遺産分割の対象とすることができるとの対応をしてきた。

中間試案では、【甲案】【乙案】の二案が示された⁽⁷⁾。両案とも、「可分債権を遺産分割の対象に含めるものとする」【甲案】①、【乙案】①取扱いをすることとし、そのことを前提として、遺産分割における具体的相続分の算定方法や、遺産分割における相続人間での調整方法と【甲案】③～⑤、【乙案】③、遺産分割による対外関係

の処理（【甲案】⑥⑦、【乙案】③）が示された。両案の違いは、遺産分割前の取扱いである。【甲案】では、「相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができる」（【甲案】②）という従来の取扱いは維持しているのに対し、【乙案】は「相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、可分債権を行使することができない」（【乙案】②）として、遺産分割前の権利行使を原則として否定している。

各案については、今後検討すべき課題も公表されている。そのうち、【乙案】については、「相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策」が検討課題の一つとされている^⑧。【乙案】を採った場合に、遺産分割前に権利行使をするためには、審判前の保全処分として、仮分割の仮処分をする方法がある。しかし、保全の必要性について疎明する必要があり、相続人にとって、現状よりかなり負担が重くなることや、すべて裁判所に申立てをしなければならないことの相当性が問題になるとして、裁判所の関与なしに預貯金の払戻しを認める制度を新たに設けるべきではないかというものである^⑨。

この点につき、法制審議会第九回会議では、特に参考になると思われる制度として、フランスの「少額払戻制度」が紹介された。フランスでは、遺産分割には一般的に公証人が関与するが、一定の場合に、少額であれば、公証人の関与を要せずに、銀行口座の払戻しが可能である。具体的には、①被相続人の直系親族たる相続人に、②被相続人の葬式費用、最終医療費、被相続人に対する税金、賃料及び早急に支払われるべきその他の相続債務で、総額で五千ユーロを超えない範囲の支払いが対象となり、③請求書、葬儀の注文書または納税通知書の提出が求められる、と説明されている^⑩。この制度は、法制審議会においては、可分債権を遺産分割の対象とし、原則として遺産分割前の権利行使を認めないことの例外として位置付けられている。すなわち、遺産のうちの積極財産たる預貯金

債権を、遺産分割前に相続人に対していくらか分配できるようにするものと位置付けられていると言つてよい（以下、法制審議会で紹介されたこの制度を「仮払い制度」という。）。

確かに、フランスでは、例えば葬式費用を遺産の積極財産から支払うことが認められている。しかし、それは、遺産のうちの積極財産を、遺産分割前に少額であれば分配してよいという考えからではなく、葬式費用は遺産（相続財産）から支弁されるべき債務であると考えられているからである。フランスではこのような債務を「相続財産の負担（charges de la succession）」と云う。⁽¹¹⁾

そこで、本稿では、フランス法における「相続財産の負担」がどのような概念であり、フランスの相続法制の中でどのように用いられ、どのような債務であると考えられているのかを紹介する。このことにより、「仮払い制度」は、「相続財産の負担」とは視点が異なること、日本の現行法のもとで「仮払い制度」を導入するのは困難であることを明らかにしたい。このような作業は、中間試案とともに示された課題を検討する際の一助になり得る。

また、現在は、預貯金債権が遺産分割の対象となるかという点について、最高裁大法廷の判断が待たれている状況にもある。⁽¹²⁾「仮払い制度」は預貯金債権を遺産分割の対象としたときに必要ではないかと検討されている制度であるところ、大法廷の判断は、可分債権たる預貯金債権を遺産分割の対象とする方向にあると言われており、「仮払い制度」の位置づけや導入にあたっての課題を明らかにしておくことは、大法廷の判断後に残され得る課題を検討するための道筋をつける意味もある。

一 「相続財産の負担」と相続債務

「相続財産の負担」は、その文言が示すとおり、相続財産から支弁されるべき債務である。債務ではあるが、相

続債務でもなく、相続人の債務でもない性質を有し、かつ、相続財産から支弁されるべき理由をもっていなければならない。一では、まず、「相続財産の負担」に関するフランス民法典の規定及び学説から、「相続財産の負担」がどのような債務であり、なぜこのような概念が設けられたのかをみていくことで、なぜ相続債務と異なる債務として位置付ける必要があったのか、相続財産から支弁されるべき理由は何かを明らかにする(Ⅰ)。また、「相続財産の負担」が債務としてどのように支払われるのかを明らかにするため、フランス民法典の条文の変遷もたどりながら、いかなる制度設計のもとで、相続財産が負担するしくみとなっているのかを示す(Ⅱ)。

Ⅰ 「相続財産の負担」の定義

(Ⅰ) フランス民法典の条文

一八〇四年の民法典では、「相続財産の負担」の定義規定こそ見られないものの、「相続財産の負担」という用語はいくつもの条文において用いられていた。その中で、「相続財産の負担」の内容を読み取ることができる規定は次の三つで、いずれも、限定承認に関する款に置かれた条文である。¹⁴⁾

まず、相続人は、相続開始の日から三か月を、財産目録を作成する期間として有し(フランス民法典七九五条一項)、さらに、承認・放棄について熟慮するために四〇日の期間を有する(七九五条二項)ところ、七九七条第二文は、これらの「期間が満了し又はそれ以前に相続人が放棄する場合、相続人がその時点までに正当に支出した費用は、相続財産の負担とする。」と定めていた。

また、相続人は、これらの期間の満了後にも、相続に関して訴訟が提起されており、例えば、財産の状況等について争われていて、承認か放棄かを判断することができない場合には、新たな期間を与えるよう申し出ることがで

きる（七九八条第一文）ところ、七九九条は、第一文で、新たな期間を請求する「場合において、相続人が、（被相続人の）死亡を知らなかったこと又は財産の状況若しくはなされた申立てを理由として期間が不十分であったことを証明すれば、訴えにかかる費用は、相続財産の負担とする。」とした。

さらに、八一〇条は、「封印が貼付された場合のその費用、財産目録及び計算の費用は、相続財産の負担とする。」と規定していた。

これらから、一八〇四年の民法典は、相続の承認・放棄選択前の財産にかかわる費用が「相続財産の負担」であるとしていることが読み取れる。また、いずれも例示であり、「相続財産の負担」にあたるのは少なくともこうした費用であるということもできる。

（2）学説による定義

学説では、フランス民法典編纂前から「相続財産の負担」への言及が見られる。例えば、ポチエは、「相続財産の負担」という種類の債務があることに言及しており、これは相続債務と異なるもので、具体的には、葬式費用や財産目録作成費用が「相続財産の負担」になると説明していた。¹⁵⁾

一九世紀半ばには、ドゥモロンブが、「相続財産の負担」とは、①「被相続人の死亡後に生じた債務」¹⁶⁾であり、②「付随的な債務であって、一般的に相続開始そのもの及び相続開始に結びつく状況から生じる」¹⁷⁾ものだとし、具体例として、「葬式費用、共同相続人の各権利の維持・清算・分割に関する様々な費用、封印・財産目録作成・鑑定費用等（八一〇条）」¹⁸⁾を挙げている。

ドゥモロンブは、①相続債務との違いを、被相続人の死亡後に生じた債務であることとし、②相続財産から支弁すべき根拠を、相続開始そのものから生じる債務であるか、あるいは、相続開始に結びつく状況から生じる債務で

あるためとしている。相続債務は、被相続人の債務であり、また、相続開始によって相続人が負担すべき債務となる。これに対して、「相続財産の負担」は、相続開始後に生じた債務である。被相続人が負担していた債務ではないため、相続債務とは異なるものとなる。ただ、そうだとしても、本来は、法律行為をした者が債務者となるはずである。例えば、葬儀のための契約は、被相続人の死亡後に締結されるが、これを、遺族である相続人の一人が締結した場合には、当該相続人こそが債務者であると考えられることも可能であり、日本法では、葬式費用についての喪主負担説が、家裁実務の立場であるが、このような見解であると言える。しかし、フランス法では、相続が開始したがために生じた債務については、相続人が個人的に負担したというよりは、被相続人の死亡すなわち相続開始に伴って生じたという点に着目して、債務者個人が負担するのではなく、相続財産から支出すべきものと考えている。例えば、遺産分割に関する費用は、相続が開始していなければ生じない。相続人の意思にかかわらず、必要となつた費用であるため、相続人個人に負担させるのではなく、相続財産から支出させる。

最近の学説も、「相続財産の負担」を「被相続人の死亡、すなわち相続開始を直接の原因として生じた債務」であると定義している。⁽¹⁹⁾「被相続人の死亡後に生じた債務である、それゆえ、被相続人は責任を負っていないかった」が、「死亡の直接的な結果として生じた債務である」ものが、「相続財産の負担」であるとす。⁽²⁰⁾その具体例として、葬式費用が筆頭に挙げられる。⁽²¹⁾

こうして、「相続財産の負担」の定義は、現在なお条文上明文化はされていないが、完全に定着したものとなつている。

Ⅱ 「相続財産の負担」の支払い

(1) 「相続財産の負担」の分割

「相続財産の負担」とされる債務の支払いについて、一八〇四年の民法典以来存する規律としては、八七〇条と八七三条がある。⁽²²⁾ 八七〇条は、「各共同相続人は、相続債務及び相続財産の負担の支払いについて、遺産を取得する割合に応じてそれらの者の間で分担する。」と定め、八七三条本文は、「相続人は、相続債務及び相続財産の負担についてその者の相続分にしたがって……責任を負う。」としている。

八七〇条と八七三条はいずれも、相続債務と「相続財産の負担」について、共同相続人が分割して負担する旨を定めたものである。しかし、八七〇条は、「相続財産を取得する割合に応じて」「分担する」としており、八七三条は「その者の相続分にしたがって」「責任を負う」としていて、その違いが問題となる。学説は次のように説明している。⁽²³⁾

八七三条の「責任を負う (être tenu)」という表現は、担保に関する条文(旧二〇九二条、新二二八四条)でも用いられている文言であり、債権者から請求を受け得るということを意味する。そのため、八七三条は、相続人が相続債権者から請求を受け得るということを意味し、相続債権者と相続人との関係に関する規定だと見える。他方で、八七〇条で用いられている「分担する (contribuer)」という文言は、債務に対する最終的な負担を意味するとされており、同条は共同相続人間での分担に関する規定と言える。また、分割割合に関して、八七三条の「相続分」は、フランス法では一義的に法定相続分を指し⁽²⁴⁾、相続人にも相続債権者にも相続開始時から明らかなものではない。八七〇条の「遺産を取得する割合」は、遺産分割のための計算 (liquidation) を経なければ明らかにならない。ここから、八七三条は、遺産分割までの間の、相続人の仮の負担を定めたものであり、最終的な負担は

八七〇条にしたがって、遺産分割時に調整されるものと理解されており、これら両条が、相続債務と「相続財産の負担」の両債務に適用される。

本稿の関心からは、「相続財産の負担」が相続債務と同様に扱われている点が重要である。最近の学説は、「相続財産の負担」を、概念としては、前述のように、「被相続人の死亡後に生じた債務である、それゆえ、被相続人は責任を負っていないかった」が、「死亡の直接的な結果として生じた債務である」と説明しているが、その上で、支払いの場面においては死亡に直結した債務ゆえに、あたかも被相続人が負った債務であるかのように見て、本来契約当事者（多くの場合は相続人）の債務であるところを、被相続人の債務と同視し、被相続人の債務と同様に扱うこととしたのだと考えている。⁽²⁵⁾

こうして、相続債務が相続人間で分割するのと同様に、「相続財産の負担」も相続人間で分割する。「相続財産の負担」は本来、相続財産から支弁すべき債務であるが、相続財産から支出する方法は一八〇四年の民法典制定当時には存在せず、実際には相続人が負担することになるため、各相続人が分割して負担するという取扱いがなされていたということもできる。

(2) 相続財産からの支弁

ところが、相続債務に関して、その後大きな変遷があった。⁽²⁶⁾ まず、相続債務を分割することの問題点が指摘され、破産院審理部一九二二年二月二四日判決（フレコン判決）は、「相続債務は相続人間で当然に分割されるが、相続債権者が被相続人の生前に有した担保（gage〔債務の引当てとなる債務者の財産〕）は、遺産分割がなされるまでは、分割できない状態で遺産全体において存続し続ける。したがって、X〔相続債権者〕は、いまだなされていない遺産分割に関与し、遺産を構成する財産全体から債権の全額につき弁済を受ける権利を有する」と判示して、

相続債権者に遺産の積極財産に対する直接の権利行使を認めた。この理論は、その後判例として確立し、共有の規律に関する一九七六年二月三十一日の法律（以下「一九七六年の法律」という。）によって、八一五条の一七として明文化されるに至っている。

八一五条の一七第一項は、「共有が生じるより前に共有財産に対して権利行使できた債権者……は、遺産分割前に積極財産において先取りして弁済を受ける。このような債権者はさらに、共有財産の差押え及び売却をおこなうことができる。」と定めている。「共有が生じるより前に共有財産に対して権利行使できた債権者」とは、相続の場面では、遺産共有が生じるより前すなわち相続開始前から被相続人の資産に権利行使できた債権者であり、相続債権者を指す。八一五条の一七第一項の第一文により、相続債権者には、遺産分割に先立ち優先して、遺産の積極財産から弁済を受けることが認められており、また、第二文により、相続債権者は、遺産分割を待たずに、遺産の積極財産を差し押さえて債権回収を図ることも可能である。すなわち、相続債権者は、遺産分割に先立って、遺産の積極財産から弁済することとなっており、また、遺産分割を待たずに、遺産の積極財産から支払うことが制度上認められている。このような規定を踏まえて、実務では、相続債務は、遺産の積極財産の流動資産をもって弁済をおこなない、流動資産が不足する場合には、預金の払戻しを受けたり、財産を売却したりすることで、債務を弁済した上で、残余財産を相続人に分配するということがおこなわれている。⁽²⁷⁾ 相続債務については、遺産における清算が制度化されていることができる。

相続債務についてのこのような取扱いは、「相続財産の負担」が、(1)で述べたように、相続債務と同様の取扱いをすべきという性質を有していることを受けて、「相続財産の負担」の取扱いにも及んでいる。すなわち、現在では、「相続財産の負担」も、相続債務と同様に、遺産分割に先立ち優先して、遺産の積極財産から支払う取扱い

となつて⁽²⁸⁾いる。八一五条の一七を根拠として、実務では、相続債務と同様、遺産の積極財産の流動資産があればそこから弁済をし、流動資産が不足する場合には、預金の払戻しを受けるなどして、「相続財産の負担」は支払われることになる。

法制審議会で紹介された「仮払い制度」は確かに存在する。しかしそれは、葬式費用等が「相続財産の負担」という相続債務とは異なる債務であるという理解をしたうえで、支払いの場面では相続債務と同様の取り扱いをすることとし、相続債務については遺産の積極財産からの弁済（すなわち遺産の清算）を認めるという制度があることから、「相続財産の負担」でも同様の取扱いをすることとで、実現されているものである。「相続財産の負担」という概念があり、遺産の清算が制度化されているもとで、「相続財産の負担」を遺産分割前に清算しているにすぎない点に留意しなければならない。

二 債務としての「相続財産の負担」

一 でみたように、「相続財産の負担」は遺産の積極財産から支払われる。そのことを踏まえて、二では、遺産において積極財産が不足する場合の処理についてみておきたい。「相続財産の負担」に優先性が認められていることがわかる条文を採り上げ、「相続財産の負担」の定義と関連づけながら説明し（Ⅰ）、また、遺産において積極財産が不足する場合には、相続人が限定承認・相続放棄を選択する可能性も高くなるため、限定承認・相続放棄をした場合に「相続財産の負担」はどのように扱われるのかを、相続債務との相違に留意しながら明らかにする（Ⅱ）。

I 「相続財産の負担」と優先弁済

(1) 葬式費用等の先取特権

「相続財産の負担」にあたるものと解されている債務のうち、まず、葬式費用については、動産に対する先取特権が認められている(旧二一〇一条二号、新二三三一条二号)。この先取特権は、葬式費用が「相続財産の負担」にあたることされているために、判例により、相続人の動産上にはなく、相続財産に含まれる動産の上に設定されると解されている⁽²⁹⁾。また、反対に、判例のこのような立場を踏まえたとき、民法典の規定は、葬式費用は相続財産(遺産)から支弁されることを前提としていることなるため、葬式費用は「相続財産の負担」にあたることになるという説明もなされている⁽³⁰⁾。

また、動産に対する先取特権は、最後の入院費にも認められている(旧二一〇一条二号、新二三三一条三号)。最後の入院費とは、被相続人が死亡する際に治療でかかった診察料、薬代、看護・付添いの費用、入院費、臨床費をいう⁽³¹⁾。最後の入院費も、相続人の動産ではなく、相続財産に含まれる動産の上に先取特権が設定され、それゆえに、「相続財産の負担」にあたることされる。

このような先取特権の規定からは、「相続財産の負担」が、相続債務と同様の取扱いで支払いがなされるとはいっても、その代表例である葬式費用や最後の入院費等には優先弁済が認められていることがわかる。相続債務との相違がここに表れている。

(2) 遺産分割のための費用の優先弁済

「相続財産の負担」には、葬式費用や最後の入院費等のように、死亡という事実に伴って生じた債務のほか、相続開始に伴って生じた債務、すなわち遺産共有の状態となったからこそ生じた、遺産分割のための費用も含まれる。

一、Iで紹介した一八〇四年の民法典八一〇条は、現行法では、相続及び恵与 (*liberalités*) の改正を定める二〇〇六年六月二三日の法律二〇〇六―七二八号 (以下「二〇〇六年の法律」という。) の修正を受けて、八〇三条となっており、封印の費用、財産目録作成費用、計算の費用が「相続財産の負担」になると定められている。また、同条は、これらが、遺産分割において優先的に支払われる費用であると規定している。

条文で定められた財産目録作成費用や封印の費用のみならず、遺産分割の手続きにかかるあらゆる費用が「相続財産の負担」だと解されており、^{②)}相続が開始したために必要となったあらゆる費用が、遺産分割においては、まず優先して支払われていくことになる。

以上のことから、「相続財産の負担」のうち、葬式費用など、死亡という事実に伴って生じた債務については先取特権が認められており、また、遺産分割のための費用については現在では条文中、遺産分割における優先弁済が明記されていて、「相続財産の負担」が相続債務に優先するものとされていることが理解できる。

II 「相続財産の負担」と承認・放棄

(I) 「相続財産の負担」と限定承認

フランス法では、相続人は限定承認を単独で選択し得る。相続人が限定承認を選択した場合、当該相続人の相続債務についての責任は、当該相続人が受けた財産の価額を限度とする (旧八〇二条、二〇〇六年の法律による七九一条)。「相続財産の負担」について、一、IIでは、相続債務と同様の取扱いにより支払いがなされるということであった。しかし、相続人が限定承認を選択した場合の効果について、条文中は、「相続人が受けた財産の価額を限度としてでなければ、相続債務支払いの義務を負わない」としているのみであり、「相続財産の負担」はここに含

まわっていない。

この点を学説は、「相続財産の負担」は、「その〔相続財産の負担〕とされる債務の」債権者にとっては、相続人個人の債務でもある」ことから、相続人は限定承認を選択することで、「相続財産の負担」の責任を有限とすることはできないと考えている。⁽³³⁾ 例えば、葬式の契約を締結したのが相続人である場合、葬儀会社にとっては当該相続人が当該契約における債務者である。当該相続人が限定承認することによりその責任の範囲を限定することができるのとすると、相続人が自ら契約当事者となった債務につき、自らの意思でその責任を有限とすることができてしまうことになるため、妥当ではない。「相続財産の負担」は、債権者からみれば、相続人個人の債務でもあることが考慮されて、限定承認の効果は及ばないとされている。

「相続財産の負担」は、相続債務と異なる債務として定義づけられながら、支払いの場面では、原則として相続債務と同様の処理がなされる。しかし、あくまでも、相続債務と同様の処理ができるというだけである。相続債務は本来、相続人間で分割するが、相続財産（遺産）における清算が認められるようになったという経緯があった。これに対して、「相続財産の負担」はもともと、相続財産から支弁されるべきという性質を有している。相続人間で分割する処理もできるが、債務の清算が処理として可能になり、相続財産から支弁するという本来の姿が取り戻されている。限定承認の場面では、そのような本来の性質の違いが現れている。「相続財産の負担」はもともと、相続財産から支弁するのであったのだから、相続により相続人個人が負う責任を有限とする限定承認の効果は、「相続財産の負担」には及ばないということである。

(2) 「相続財産の負担」と相続放棄

相続人が相続放棄をするかどうかであろうか。相続放棄すれば、相続人でなかったものとみなされる(旧七八五条、

二〇〇六年の法律による八〇五条)。相続人でなかったことになるため、相続債務に対する責任は負わないが、「相続財産の負担」に関しても同様に責任を負わないことになるのが問題となる。「相続財産の負担」は、債権者からみれば、相続人個人が債務者であり、相続放棄をすることで責任を負わないのだとすると、相続人が自ら契約当事者となった債務につき、自らの意思でその責任を免れ得ることになってしまいうからである。この点は、「相続財産の負担」の一つである葬式費用に関して、相続債務との関係について示した破毀院判決を見ておきたい。

破毀院第一民事部一九九二年五月一日判決⁽³⁴⁾

【事案】 葬儀会社Xは、被相続人Aの葬式費用を、Aの息子Y₁及びAの妹Y₂に対して請求した。原審が、Y₁は相続放棄しているとして、また、Y₂は葬儀契約を締結したと証明されないとして、Xの請求を棄却したため、Xが破毀申立てをした。

【判旨】 破毀院はY₁に対する請求につき次のように述べた。⁽³⁵⁾「民法典二〇五条及び三七一条によると」、「遺産の積極財産が葬式費用を満たさないとしても、子は、その尊属に対し扶養義務を負っているものであるから、たとえその尊属の相続を放棄したとしても、その資力 (resources) に応じて、当該費用の負担につき責任を負わなければならない。」

本判決はまず「遺産の積極財産が葬式費用を満たさないとしても」と述べ、葬式費用がまずは遺産の積極財産から支弁されるべき債務であることを明らかにしている。また、ここから、葬式費用が「相続財産の負担」であることも分かる。

次に、遺産の積極財産が葬式費用の弁済に不足する場合には、子が責任を負うという。根拠として二〇五条及び三七一条があげられているところ、二〇五条は「子は、要扶養状態にあるその父母またはその他の尊属に対して、扶養料の義務を負う」と、三七一条は「子は、全ての年齢において、その父母に対して、敬意及び尊敬の義務を負う」と定めた規定である（いずれも現行法でも同様）。子の親に対する扶養義務（二〇五条）、敬意・尊敬義務（三七一条）を根拠に、子は親の葬式費用につき責任を負うものとされていることとなり、子が親の葬式費用を支払うことは、子の親に対する扶養義務の延長だ——親は既に死亡しているため、本来は扶養義務の関係は生じないはずであるが、死亡という事実に伴って必要となった費用については、生前の扶養義務が及ぶ——と考えられることがわかる。

学説は「相続放棄の効果は相続の権利義務にのみ及び、血縁関係はなお残る」と説明しており、⁽³⁶⁾それゆえ、子は、親の相続を放棄してもなお、扶養義務として葬式費用を支払わなければならない。子は、相続人であるからではなく、被相続人である親の扶養義務者であったことを根拠に、責任を負うことになる。

このように、葬式費用はまずは遺産から支払うべきとされ、遺産で足りない場合には、扶養義務者の責任となる。扶養義務者でもある相続人は、相続を放棄したとしても、相続人としてではなく、扶養義務者として葬式費用に対する責任を負う。このことは、二〇〇六年の法律による相続法改正で明文化された。二〇〇六年の法律による八〇六条は「相続放棄をした者は、相続債務及び相続財産の負担に対して責任を負わない。ただし、この者が相続することを放棄した尊属又は卑属の葬式費用の弁済においては、その資力（Moyen）の割合に応じて責任を負う」としている。相続放棄をすれば、相続人でなかったものとみなされるため、「相続財産の負担」についても原則として責任を負わない。ただし、葬式費用に関しては、被相続人が自らの尊属又は卑属にあたる場合、被相続人への扶養

義務者であったことを理由に、責任を負わなければならない。相続放棄の場面では、「相続財産の負担」というのもその内容により、相続人の責任の有無が異なることになる。

結 び

フランス法では、葬式費用等は「相続財産の負担」という概念で把握されている。「相続財産の負担」は、遺産における消極財産の一種であり、相続債務とも異なるものであるが、支払いの場面では、原則として相続債務と同様の取扱いがなされ、その結果、遺産の積極財産からの支払いが可能となっており、相続財産が負担するというスタイルが実現できている。ただし、「相続財産の負担」には先取特権が認められたものや、優先弁済が条文中認められたものがあり、相続債務よりも優先される。また、限定承認の効果は「相続財産の負担」には及ばず、相続債務との相違がみられる。相続放棄の効果は基本的には及ぶが、「相続財産の負担」の内容により、他の条文を根拠として、放棄した者が責任を負う場合もある。

法制審議会で紹介された「仮払い制度」との関連では、「相続財産の負担」が、確かに、遺産の積極財産から支払われるものであるとしても、遺産の積極財産たる預貯金債権に主眼があるものではなく、また、遺産の積極財産の一部を分配するという視点でなされているものでもない点を強調しておきたい。葬式費用等の支払いのために、預貯金債権の一部払い戻しを受けられるのだとしても、それは、遺産分割における財産の分配に先立って、遺産を清算するという制度のもつて、「相続財産の負担」とされた債務を清算しているにすぎない。「仮払い制度」について議論する際には、フランスにおいては、それは、債務の清算にすぎないという点に、十分に注意すべきである。日本法では、債務の清算は認められていない。そのような中で、「仮払い制度」の部分のみを導入しようとするの

は拙速である⁽³⁷⁾。また、葬式費用等が債務であることも忘れてはならない。相続債務との関連、優劣、限定承認や相続放棄の場合の処理なども視野に入れて検討する必要があると思われる。

- (1) 相続法制検討ワーキングチーム「4 相続法制検討ワーキングチーム報告書」(<http://www.moj.go.jp/content/001132246.pdf>)。
- (2) 法制審議会第一七四回会議(平成二七年二月二四日開催)における諮問第一〇〇号(<http://www.moj.go.jp/shingil/shingil03500025.html>)。
- (3) 商事法務編『民法(相続関係)等の改正に関する中間試案』別冊NBL一五七号(二〇一六年)。
- (4) 可分債権の相続についての「判例法理」と言われているもの内容や、その後の最高裁判例を踏まえての「判例法理」の位置づけについては、宮本誠子「金銭債権の共同相続」水野紀子Ⅱ大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』(有斐閣、二〇一五年)一三二頁以下を、金銭債権(可分債権)の相続についての近時の最高裁判決や、法制審議会での立法論が、遺産共有制度に与える影響については、宮本誠子「Ⅶ 遺産共有」法学教室四二九号(二〇一六年)四四頁以下を参照。
- (5) 最近でも例えば、可分債権を遺産分割の対象としないことによって、具体的相続分の計算に問題が生じることが指摘されている(窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」水野紀子編著『相続法の立法的課題』(有斐閣、二〇一六年)一六二～一六三頁)。また、宮本誠子「具体的相続分が抱える問題」水野編著・同書一四頁以下も参照。
- (6) 谷口知平Ⅱ久貴忠彦編『新版注釈民法』(27)相続(2)〔補訂版〕(有斐閣、二〇一三年)四頁〔右近健男〕、三〇〇頁〔潮見佳男〕や、松原正明「遺産分割における可分債権の扱い」ジュリスト一四九号(二〇一六年)一六頁などの解説及び、そこに示された注釈を参照。
- (7) 商事法務編・前掲注(3)『中間試案』一六〇～一七頁。
- (8) 商事法務編・前掲注(3)『中間試案』一七頁。
- (9) 「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」商事法務編・前掲注(3)『中間試案』六〇～六一頁。
- (10) 浅田隆「相続預金に関する各国法令・制度」(法制審議会民法(相続関係)部会第九回会議提出資料)(<http://www.w>

moj.go.jp/content/001172187.pdf）三頁。

- (11) 「相続財産の負担」との訳語は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典―家族・相続関係―』（法曹会、一九七八年）に従ったものである。
- (12) 預金を他の財産を合わせて遺産分割の対象にできるかが争われた審判の許可抗告審で、最高裁は二〇一六年三月二三日、審理を大法廷に回付した（日本経済新聞二〇一六年三月二四日朝刊四六頁）。また、同年一〇月一九日に弁論が開かれた。
- (13) 以下、フランス民法典の条文訳は、法務大臣官房司法法制調査部編・前掲注（11）『フランス民法典』を参考にした。
- (14) いずれの規定も一八〇四年民法典のものである。現行法は、相続及び恵与（libéralités）の改正を定める二〇〇六年六月二三日の法律二〇〇六―七二八号により修正を加えたものとなっているが、本稿の検討には直接影響しないので、ここでは言及しない。
- (15) R.-J. Pothier, *Traité des successions*, dans *Oeuvres complètes*, par Rogron et Firchbach, 1835, vol. 1, p. 262.
- (16) C. Demolombe, *Traité des successions*, 2e éd., t. 5, 1863, n. 3.
- (17) C. Demolombe, *Traité des successions*, t. 2, 1857, n. 519.
- (18) C. Demolombe, *Traité des successions*, 2e éd., supra note (16), n. 3.
- (19) J. Flour et H. Souleau, *Droit civil, Les successions*, A. Colin, 3e éd., 1991, p. 183 Section III: F. Terré et Y. Lequette, *Droit civil, Les successions, les libéralités*, Dalloz, 3e éd., 1997, n. 970: H. L. et J. Mazeaud, F. Chabas, *Leçons de droit civil*, t. 4, 2e vol., Successions et libéralités, par L. et S. Leveneur, Montchrestien, 5e éd., 1999, n. 1242; M. Grimaldi, *Droit civil, Successions*, Litec, 6e éd., 2001, n. 539; Donat Droit privé par C. Jubault, *Droit civil, Les successions, les libéralités*, Montchrestien, 2005, n. 970.
- (20) J. Flour et S. Souleau, supra note (19), p. 183 Section III: P. Durnerin, *La notion de passif successoral*, Préface de G. Cornu, LGDJ, 1992, nos 102 et s.
- (21) J. Flour et S. Souleau, supra note (19), p. 183 Section III et n. 265; Mazeaud, supra note (19), n. 1242; CA Angers, 26 févr. 1960: RTD civ. 1960, 507, obs. Savatier.
- (22) フランス民法典八七一条本文も、包括名義の受遺者が、相続債務及び相続財産の負担について、その取得分に比例して

相続人とともに分担する旨を定めており、「相続財産の負担」の弁済に関する規定ではある。包括名義の受遺者とは、フランス法では、遺言者の資産 (patrimoine) の一部を包括的に受領する受遺者をいう。八七一条は、包括名義の受遺者が、相続人と同様に、相続債務及び相続財産の負担を分担するという規定であるが、相続人であるか包括名義の受遺者であるかの違いは本稿の主たる問題点ではないため、本稿では、八七一条には触れず、八七〇条と同視して、相続人に関する八七〇条のみを採り上げ、検討する。

(23) 詳細は、宮本誠子「フランス法における可分債務の相続と清算」金沢法学五五巻二号(二〇一三年)二一八～二一九頁およびそこで挙げた出典を参照。

(24) フランス法では指定相続分の制度はなく、「相続分」とは日本法でいうところの法定相続分を意味する。なお、具体的相続分と訳されることのある《*lot*》は、日本法でいう具体的相続分とその内容を異にする。

(25) J. Flour et S. Souleau, *supra* note (19), n. 264; Grimaldi, *supra* note (19), n. 539.

(26) 詳細は、宮本・前掲注(23)二二二頁以下。また、フレコン判決については、宮本誠子「可分債務の相続と清算」松川正毅他編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、二〇一二年)八五頁以下も参照。

(27) 八一条の一七及び実務の扱いにつき、詳細は、宮本・前掲注(23)二二九～三二二頁。

(28) Grimaldi, *supra* note (19), n. 539.

(29) Cass. civ. 22 oct 1946: JCP 1946. II 3350, note Bequé.

(30) Cf. J. Flour et S. Souleau, *supra* note (19), n. 265.

(31) F. Ferran, *Le notaire et le règlement de la succession*, Guide pratique, 2e éd., Litec, 2005, n. 396.

(32) Cass. civ. 23 juin 1964: Bull. civ. I, n. 334; Cass. Ire civ. 16 juill. 1968: JCP 1969. II 15833, note M. Dagot; RTD civ. 1969. 594, obs. Savatier; J. Flour et S. Souleau, *supra* note (19), n. 265; Mazeaud, *supra* note (19), n. 1242; Grimaldi, *supra* note (19), n. 539.

(33) Grimaldi, *supra* note (19), n. 541 et 565; Jubault, *supra* note (19), n. 1065.

(34) Cass. civ. Ire., 14 mai 1992: Bull. civ. I, n. 140 p. 95; D. 1993. 247, note Eschylle; JCP 1993. II 22097, note Testu; JCP éd. N. 1993. II 137, note Salvage; Defrénois 1992. 1435, obs. Massip; RTD civ. 1993. 171, obs. Patarin; Mazeaud, *supra* note (19),

Leçon 50, Lectures II.

- (35) Y_2 に対する請求については訴えの利益なしと判断された。
- (36) Mazeaud, *surpa note* (19), n. 1108.
- (37) フランスでの「仮払い制度」そのものの根拠は、通貨金融法 (Code monétaire et financier) にある。詳細は、デヴィル・ドゥサール「フランスにおける相続預金の法制度および実務」金融法務事情二〇三〇号 (二〇一五年) 二〇〇〜二二一頁で紹介されている。本稿は、このような「仮払い制度」が可能となっている背景に、民法典における「相続財産の負担」概念や、債務の清算のしくみがあることを指摘するものである。